2025年９月１日

各 位

会　　社　　名　株式会社ケアネット
代 表 者 名　代表取締役社長　藤井　勝博
（コード番号 2150　東証プライム）
問 合 せ 先　コーポレート本部長　佐藤　寿美
（TEL.03-5214-5800）

（訂正）「Curie １株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が2025年８月13日に公表しました「Curie　１株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部に訂正の必要が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訂正の理由

Curie　１株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025年９月１日付で、株式会社ケーエスケー及び株式会社バイタルネットとの間で公開買付応募契約を締結したことに伴い、2025年８月13日公表の内容を一部訂正するものです。

２．訂正箇所

訂正箇所は＿＿＿で示しております。

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（２）意見の根拠及び理由

①　　本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年８月13日付で、当社との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、（ⅰ）当社の筆頭株主であるMIJヘルスケア１号投資事業有限責任組合（以下「MIJヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000株、所有割合：16.07%、以下「応募合意株式（MIJヘルスケア）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（MIJヘルスケア）」といいます。）を、（ⅱ）当社の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000株、所有割合：0.52%、以下「応募合意株式（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）を、並びに（ⅲ）当社の株主であり、MIJヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といい、MIJヘルスケア、ミレニアムパートナーズ及び秦充洋氏を総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：180,000株、所有割合：0.43%、以下「応募合意株式（秦充洋氏）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契

約（秦充洋氏）」といい、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しており、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：7,136,000株、所有割合の合計：17.03%）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、下記「４．本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①　本公開買付契約」及び「②　本応募契約」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年８月13日付で、当社との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、（ⅰ）当社の筆頭株主であるMIJヘルスケア１号投資事業有限責任組合（以下「MIJヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000株、所有割合：16.07%、以下「応募合意株式（MIJヘルスケア）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（MIJヘルスケア）」といいます。）を、（ⅱ）当社の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000株、所有割合：0.52%、以下「応募合意株式（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）を、並びに（ⅲ）当社の株主であり、MIJヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といいます。）（所有株式数：180,000株、所有割合：0.43%、以下「応募合意株式（秦充洋氏）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（秦充洋氏）」といいます。）をそれぞれ締結しているとのことです。その後、公開買付者は、2025年９月１日付で、（ⅳ）当社の株主である株式会社ケーエスケー（以下「ケーエスケー」といいます。）（所有株式数：1,095,600株、所有割合：2.61%、以下「応募合意株式（ケーエスケー）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ケーエスケー）」といいます。）を、（ⅴ）当社の株主である株式会社バイタルネット（以下「バイタルネット」といい、バイタルネット、MIJヘルスケア、ミレニアムパートナーズ、秦充洋氏及びケーエスケーを総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：1,043,600株、所有割合：2.49%、以下「応募合意株式（バイタルネット）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（バイタルネット）」といい、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しているとのことです。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、下記「４．本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①　本公開買付契約」及び「②　本応募契約」をご参照ください。

＜後略＞

「４．本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」

②本応募契約

（訂正前）

＜前略＞

また、上記のほか、本応募契約（秦充洋氏）においては、上記「(i)本応募契約（MIJ ヘルスケア」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されているとのことです。なお、本応募契約（秦充洋氏）以外に、公開買付者と秦充洋氏の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から秦充洋氏に対して供される対価は存在しないとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

また、上記のほか、本応募契約（秦充洋氏）においては、上記「(i)本応募契約（MIJ ヘルスケア」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されているとのことです。なお、本応募契約（秦充洋氏）以外に、公開買付者と秦充洋氏の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から秦充洋氏に対して供される対価は存在しないとのことです。

(iv) 本応募契約（ケーエスケー）

公開買付者は、2025年９月１日付で、ケーエスケーとの間で、本応募契約（ケーエスケー）を締結し、以下の内容を含む、ケーエスケーが応募合意株式（ケーエスケー）の全て（所有株式数：1,095,600 株、所有割合：2.61%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

(ア) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、ケーエスケーの勧誘又は提案によらずに、第三者が、当社株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で当社の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（ケーエスケー)」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（ケーエスケー）に付された条件及び資金調達の確実性並びにケーエスケー又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条８項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行がケーエスケーの取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、ケーエスケーは応募義務を免れるものとされているとのことです。

(イ) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、本応募契約（ケーエスケー）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される当社の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、（ｉ）公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ⅱ）公開買付者の指示に従って議決権を行使するとのことです。また、ケーエスケーは、上記（ｉ）の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、ケーエスケーはかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記（ⅱ）の場合、当該株主総会等における当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされているとのことです。

(ウ) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（ケーエスケー）締結後から本公開買付けの決済の開始日までの間、応募合意株式（ケーエスケー）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、ケーエスケーは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（ケーエスケー）を開始した場合、ケーエスケーは、当該第三者の対抗公開買付け（ケーエスケー）の目的や条件その他上記（ア）に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるとされているとのことです。

また、上記のほか、本応募契約（ケーエスケー）においては、上記「(i)本応募契約（MIJ ヘルスケア)」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されているとのことです。なお、本応募契約（ケーエスケー）以外に、公開買付者とケーエスケーの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からケーエスケーに対して供される対価は存在しないとのことです。

(v) 本応募契約（バイタルネット）

公開買付者は、2025年９月１日付で、バイタルネットとの間で、本応募契約（バイタルネット）を締結し、以下の内容を含む、バイタルネットが応募合意株式（バイタルネット）の全て（所有株式数：1,043,600 株、所有割合：2.49%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

(ア) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、バイタルネットの勧誘又は提案によらずに、第三者が、当社株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で当社の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（バイタルネット）」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（バイタルネット）に付された条件及び資金調達の確実性並びにバイタルネット又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条８項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行がバイタルネットの取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、バイタルネットは応募義務を免れるものとされているとのことです。

(イ) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、本応募契約（バイタルネット）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される当社の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、（ⅰ）公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ⅱ）公開買付者の指示に従って議決権を行使するとのことです。また、バイタルネットは、上記（ⅰ）の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、バイタルネットはかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記（ⅱ）の場合、当該株主総会等における当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされているとのことです。

(ウ) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（バイタルネット）締結後から本公開買付けの決済の開始日までの間、応募合意株式（バイタルネット）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、バイタルネットは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（バイタルネット）を開始した場合、バイタルネットは、当該第三者の対抗公開買付け（バイタルネット）の目的や条件その他上記（ア）に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるとされているとのことです。

また、上記のほか、本応募契約（バイタルネット）においては、上記「(i)本応募契約（MIJヘルスケア)」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されているとのことです。なお、本応募契約（バイタルネット）以外に、公開買付者とバイタルネットの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からバイタルネットに対して供される対価は存在しないとのことです。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された 場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト（又はその他の開示方法）において、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27Ａ条及び米国 1934 年証券取引所法第 21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forwardlooking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何らお約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所 規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するため に、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします